平成２６年（フ）第２１号
栃木県日光市五十里73番地、前住所宮城県仙台市青葉区柏木２丁目３番17―817号
債務者　新田　玲子（旧姓八戸）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　幸嗣
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３５号
相模原市緑区根小屋1517番地12
債務者　高城　正弘
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月10日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５２７号
千葉県柏市花野井1535番地の165
債務者　五十嵐宏明
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月14日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８９号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―332号、住民票上の住所千葉県柏市南柏１丁目４番１―303号
債務者　大崎　修男
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　智志
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月14日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１４号
横浜市中区赤門町１丁目14番地
債務者　赤川　尚正
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　破産債権の届出期間　平成26年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７８号
熊本県宇城市松橋町松橋460番地９
債務者　蛇島　陽一
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
4　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島750番地２
債務者　星　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６８１号
栃木県宇都宮市宿郷５丁目28番19号
債務者　所　　昭夫
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８０号
茨城県坂東市辺田681番地15　豊和コーポ１―２
債務者　服部　　圭
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角口　貴秋
4　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１号
鳥取県東伯郡三朝町大字吉田291番地、旧住所鳥取県倉吉市上井492番地の40
債務者　山本　伸二
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙原　崇仁
4　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月28日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２４２３号
札幌市西区西町南12丁目３番32号　佐藤第一マンション102号
債務者　加藤　国広
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺麻里衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
函館市東山３丁目１番17号
債務者　板垣　孝雄
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　裕宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９５号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目14番３―402号
債務者　蒲池　重治
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　文浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８６号
福岡市早良区賀茂４丁目28番３―103号
債務者　久和　義一
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３４号
福岡市早良区有田２丁目12番31―101号
債務者　大黒　研治
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部